

国際課税の強化に向けて一歩踏み出す

合法であっても、一般の人にとってはどこか不公平感が残るのが多国籍企業の節税でしょう。ただ、各国の思惑もあり、OECDなどでの議論は検討段階にとどまっています。しかし、米国が国際的な最低課税に前向きなこと、そして新型コロナウイルスで各国とも税収確保が喫緊の課題であることが、解決すべき課題は残るも、合意の方向に向かわせた原動力と思われる。

国際課税ルール:OECDで大筋合意、国際的な課税強化に一歩前進

経済協力開発機構(OECD)は2021年7月1日に、多国籍企業の「課税逃れ」を防ぐ新たな国際課税のルールについて、日本など130カ国で大枠合意したと発表しました。

合意内容には国際的な法人税の最低税率を15%以上とすることや(図表1,2参照)、巨大IT企業などを対象にしたデジタル課税の導入も盛り込まれました。

今後、7月9、10日に予定されているG20財務相・中央銀行総裁会議での大筋合意で調整した後、10月に最終合意、署名を目指しています。

どこに注目すべきか: OECD、法人実効税率、デジタル課税、ESG

合法であっても、一般の人にとってはどこか不公平感が残るのが多国籍企業の節税でしょう。ただ、各国の思惑もあり、OECDなどでの議論は検討段階にとどまっています。しかし、米国が国際的な最低課税に前向きなこと、そして新型コロナウイルスで各国とも税収確保が喫緊の課題であることが、解決すべき課題は残るも、合意の方向に向かわせた原動力と思われる。

今回の合意をOECDは2本の柱と呼んでいます。最初の柱は多国籍企業のタックスヘイブン(租税回避地)利用による節税の抑制です。多国籍企業の節税方法としては、例えばタックスヘイブンに子会社を設立し、特許や著作権などの無形資産を移転させ、各国(稼いでいる国)での所得を最終的にタックスヘイブンに移して計上し課税を逃れるイメージです。これに対し、今回の合意ではグローバルに最低税率(法人実効税率)を設定し、多国籍企業が支払う税率がグローバル最低税率を下回らないようにする仕組みと考えられます。

日本の法人実効税率は財務省によると足元29.74%で、OECDもこの数字を使用しています(図表1参照)。

さて、OECDの協議には139カ国・地域が参加しましたが、1日時点では、アイルランド、ハンガリー、エストニアの欧州連合(EU)3カ国と他の6カ国が合意しませんでした。アイルランドの法人実効税率はOECDによると12.5%(図表2参照、なおハンガリーはもっと低い)で、低税率を売り物として多国籍企業を誘致してきました。他国に比べ合意は困難と見られます。全会一致を原則とするEUは先の3カ国に対し説得

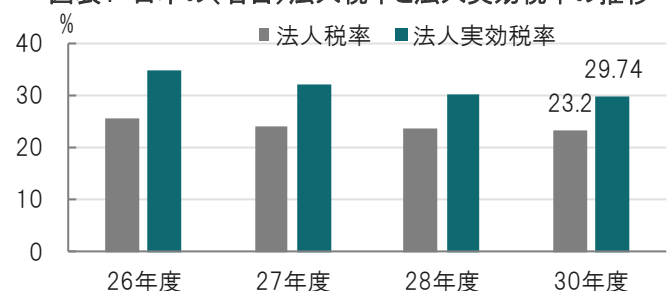
が行われる見込みで、今後の展開に注目しています。

次に、もう1つの柱である「デジタル課税」の導入です。巨大IT企業等を念頭に、工場など(恒久的施設)がなくてもサービスの利用者(エンドユーザー)がいる国が利益の一部に課税することで、課税回避の抑制を目指すものです。今回の大筋合意では、単一事業での売上高が200億ユーロ超で、利益率10%以上の多国籍企業を対象に、売上高の10%を上回る利益に対し、20~30%の課税が(エンドユーザーがいる国)でできるようにする内容です。報道によると、巨大IT企業を中心に世界で100社程度が対象になるとみられます。

なお、デジタル課税は、英国、スペインなどがしびれを切らして独自に導入しましたが、合意されたデジタル課税に収束させる方向です。

今回の合意は、今まで方針が不透明だったインドや中国、トルコなども条件を受け入れた点は大きな前進です。ただまだ合意していない国の対応や、課税の詳細はこれからで市場への影響は別の機会とします。現段階の個人的な感想として、巨大IT企業等の税負担は増える気はします。一方で、今後各国が財政政策で環境投資を増やすことが想定されます。節税を続ける企業行動は、ESG(環境、社会、ガバナンス)の観点から評価を落とすことにつながりかねません。今後の注目はそれでも、新たな租税回避の盲点を探し続けるのか、という点です。

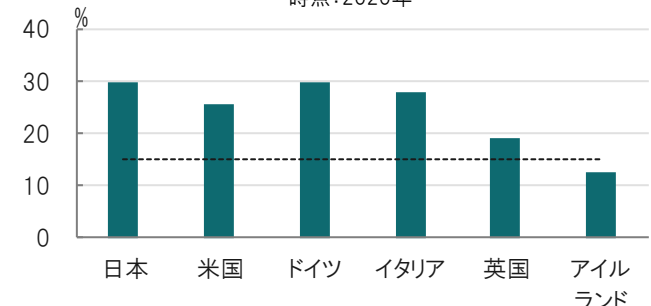
図表1:日本の(名目)法人税率と法人実効税率の推移



※年度は平成

出所:財務省のデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

図表2:主な国の法人実効税率のイメージ例
時点:2020年



出所:OECDのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

ピクテ投信投資顧問株式会社 | 「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について (2021年5月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限3.85%(税込)
 ※申込手数料上限は販売会社により異なります。
 ※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限年率2.09%(税込)
 ※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。
 ※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等：監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。
 ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会



ピクテ投信投資顧問株式会社

【当資料をご利用にあたっての注意事項等】●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。